

BTMU アジア月報

BTMU Asia Monthly

2012年11月号



(フィリピン:夕暮れのマニラ市内)

- 目次 -

(タイトル・リンクをクリックすると、該当記事にジャンプできます。)

【政治経済コラム】(フィリピン)

外資出資比率制限で、新たな憲法判断を示した最高裁判決が確定.....2

【法務レポート】(インドネシア)

投資に必要な機械・設備および原材料の輸入関税免除措置.....4

【法務、労務関連等解説】(マレーシア)

マレーシアにおける労働組合の認知および責任など.....6

【人事、労務レポート】(タイ)

「仕事ができない」ことを理由に従業員を解雇できるか？.....9

【法務・労務問題解説】(タイ)

チョット不思議な法律の話 - 製造物責任法のお話.....12

【会計・税務に関する解説】(ベトナム)

ベトナムにおける移転価格税制の動向.....14

【ニュース】

BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧.....16

【豆知識】

南国ベトナムのクリスマス.....17

【政治経済コラム】(フィリピン)

外資出資比率制限で、新たな憲法判断を示した最高裁判決が確定

記事提供: [日刊マニラ新聞社\(外部サイトヘリンク\)](#)

<概要>

フィリピン共和国憲法で定める公益企業の外資出資比率(上限 40%)に関し、新たな憲法解釈を示した最高裁判決が確定。訴訟当事者の国内通信大手企業は、資本構成の大幅な変更に着手した。判決は、他の国内大手企業やフィリピン証券市場にまで関わるかもしれないと、波紋が広がっている。

フィリピン共和国憲法の定める、公益企業の外資出資比率(上限 40%)に関し、新たな憲法解釈を示した最高裁判所判決(2011年6月、2012年10月確定)の波紋が広がっている。出資比率の算定対象を議決権付きの「普通株」に限定するという判決により、訴訟当事者である国内通信大手企業の A 社は出資比率に違憲性を指摘され、大幅な資本構成の変更を迫られているためだ。今後、複数の大手国内企業が同様の対応を求められるとみられ、外国人投資家による資金引き上げを懸念する声が出ている。

2007年に始まった裁判の争点は、A社の普通株、約11万株の扱い。11万株は、マルコス政権下の政商として知られる財閥の持ち株会社が保有し、2006年12月の公務員特別裁判所判決でマルコス不正蓄財と認定されて、フィリピン政府へと所有権が移転した。

フィリピン政府は2007年2月、香港の投資企業 B 社へ全株を売却すると決定したが、その直後の同年3月、(1)売却対象の11万株はA社発行株の6.4%に相当する、(2)B社への売却により、NTTドコモなどが保有する分を合わせると、外国人保有分は50%を超える、(3)憲法は通信企業など公益企業の外国人出資比率の上限を40%と規定している、などを理由に、株売却の差し止め訴訟が、当時A社の株を所有していたフィリピン人の個人投資家により最高裁に提訴された。

A社の年次報告書(2011年4月15日付)によると、外国人の普通株保有比率は、日本のNTTグループ分(16.5%)を含み59%。上限の40%を大きく超えていた。しかしA社は、普通株と優先株(同年時点の保有比率はフィリピン人87%、外国人13%)を合わせた発行済み株式総数を母数にした算定方法で、外国人出資比率制限をクリアしてきた。

ところが2011年6月に出た最高裁判決は、憲法条文の「資本」の解釈に関し「役員選挙権を伴う普通株数だけを指す。普通株と選挙権のない優先株を合わせた発行済み株式の総数ではない」との新判断を示した。一方で、国内通信大手企業の営業免許取り消しという事態を避けるため、資本構成の違憲性には踏み込まず、監督官庁の証券取引委員会(SEC)に、普通株だけを算定対象にした調査を命令することで、違憲状態を是正する時間的猶予を与えた。

これに対し、A社とフィリピン証券取引所(PSE)は「法律やルールが容易に変更されると、フィリピン市場は不安定かつハイリスクとの烙印(らくいん)を押されてしまう」「判決が確定した場合、上場株時価総額の約9%に相当する約6,300億ペソの投資が失われる恐れがある」などとして、判決の再考を申し立てたが、最高裁の判断が覆ることはなく、2012年10月9日に判決が確定した。

2011年6月の判決から資本構成是正の準備を進めてきたA社の対応は素早く、判決確定から3日後の10月12日、議決権付き優先株(額面1ペソ)1億5000万株を国内投資家限定で発行すると発表した。これにより、議決権付き株式の外国人保有率は、SECの課する猶予期間5年以内に、上限比率以下の34.5%まで下がる見込みだ。

BTMU アジア月報

「出資比率制限の概念を変えた」(PSE による声明)判決の影響は、今後、国内通信 2 位のグローブや不動産大手のアヤラ・ランド、マニラ首都圏の上水道網を管理・運営するマニラ・ウォーターなど、「A 社方式」で外国人出資比率制限をクリアしてきた国内企業にも広がる見通し。A 社の会長は 11 月初旬に開いた記者会見で「外国人投資家は(企業側の対応完了を)待ってくれない。資金引き上げは株価下落に直結する。今やるべきは憲法条文の改正であり、外国からのさらなる投資を望むなら(出資比率制限を)撤廃すべきだ」と訴えた。

(2012 年 11 月 15 日作成)

 <p>日刊 新 聞 社 The Daily MANILA SHIMBUN SINCE 1992</p>	<p style="text-align: right;">Profile</p> <h3>日刊マニラ新聞社</h3> <p>1992年5月創刊。取材、発行拠点はフィリピンの首都マニラ。セブ、ダバオ両市に支局を開設。日本人記者5人と10人を超えるフィリピン人記者、通信員が取材活動に従事している。海外日系新聞放送協会賞など受賞。</p>
---	---

【法務レポート】(インドネシア)

投資に必要な機械・設備および原材料の輸入関税免除措置

記事提供: [PT. INDOMALCO INFO CENTER \(外部サイトヘリンク\)](#)

<概要>

製造業などのインドネシア投資に当たっては、機械・設備および原材料の輸入にかかる関税を特定期間免除する措置が受けられます。原材料投入から製品アウトプットまでの計算がしっかりなされていることが重要です。

インドネシアへの投資に必要な機械・設備および原材料の輸入関税免除措置については、2009年11月16日付財務大臣規則 No.176 / PMK.011 / 2009 で定められ、さらに2012年5月21日付財務大臣規則 No.76 / PMK.011 / 2012 で見直しがなされました。

これらの規則によると、便宜を受けられる産業は製造業と特定のサービス産業で、特定のサービス産業には 観光および文化 運輸(公共輸送サービス) 公共医療サービス 鉱山 建設 テレコム 港湾 の7産業が挙げられています。便宜を受けられる製造業に自動車組み立て産業と自動車部品産業が加えられたのが、2012年の大臣令での見直しポイントです。

便宜の対象となるのは、機械・設備については製造業と上記サービス産業が開発段階で必要とする輸入機械で 国内でまだ製造されていない 製造されているが必要とするスペック(仕様)を満たしていない 製造されているが必要とする数量に達していない機械・設備 です。

一方、原材料については、製造業が生産開始から2年間に使用する輸入原材料が対象です。製造業の場合、事業許可(Izin Usaha)取得前に機械の輸入関税免除について、さらに事業許可を取得した後に原材料の輸入関税免除について、2回申請を行うことになります。

免除期間は、機械・設備の場合は免除の決定から2年間です。ただし、これは投資基本許可(Izin Prinsip)に記載された投資開発期間に応じて延長が認められます。一方、製造業のための原材料の輸入関税免除期間は、開発が完了して生産ができる段階から最長2年間。ただし定められた2年以内に全ての輸入が実現しなかった場合は、さらに1年の輸入期間延長が可能です。

この他、拡張投資の場合の便宜や、国産機械を使用した場合の例外規定なども上記財務大臣規則に定められていますが、本稿では省略します。

申請の際には 会社設立証書 輸入機械・設備リスト 納税者番号(NPWP)と課税業者登録番号(PKP) 通関基本番号(NIK) 製造輸入業者認定番号(API-P) 生産工程フローチャート 原材料投入から製品アウトプットまでの計算書 工場内の機械レイアウト 機械・設備の仕様が分かるパンフレットなど 投資基本許可あるいは事業許可 最新の投資活動報告書(LKPM)などを添付し、投資調整庁(BKPM)へ申請します。

申請書類を提出するとしばらくして、管轄のBKPMから担当官とのミーティングに呼ばれます。この際、各生産工程においてどんな加工がなされ、工程ごとにどの機械が利用され、それぞれの機械の生産能力がどのくらいかなどを尋ねられます。製品アウトプットの計算に必要なデータは、例えば、機械の1分当たりの生産能力、工場における生産シフト数、機械の稼働率などで、これらを掛け合わせた結果得られる1年間の生産能力が投資基本許可に記載された年間生産キャパシティーに相違ないか、この場合投入される原材料のボリュームが投資基本許可の記載を超えていないか、細かく確認されますので、事前にしっかり計算をしておくことが肝心です。

BTMU アジア月報

ちなみに、機械の稼働率は、例えば金型の交換時には機械を停止するなど 100%であるはずはなく、BKPM の内規では現在、最大 85%とされているようです。

(2012 年 11 月 14 日作成)

Profile

PT. INDOMALGO INFO CENTER (インドマルコ)

インドネシアでの会社マネジメントに必要な投資、会計・税務、会社法務、労務、輸出入などの法令解説を中心とした情報誌『月刊 インドネシア企業経営』を発行。
並行して会計・税務・労務管理の代行やコーポレート・セクレタリー等の実務サポートも行っており、実務に根ざした企業経営情報の提供を心がけている。

【法務、労務関連等解説】(マレーシア)

マレーシアにおける労働組合の認知および責任など

記事提供: [桜コンサルタント社\(Sakura Consultants \(M\) Sdn. Bhd.\)](#) (外部サイトヘリンク)

<概要>

マレーシアにおける労働組合の認知、責任、支出、政治活動、提訴権、民事訴訟における免責などについて説明します。多くの人々が労働組合の登記と認知を混同し、登記が済めば、その労働組合は団体交渉ができるかと誤解しているようですが、そうではありません。本稿では労働組合の明確な認知の定義と方法の紹介を中心に、基本的事項をまとめました。

1.労働組合の認知

労働組合に関して多くの人々が誤解していることのひとつが、労働組合の登記と認知の違いです。労働組合を設立しマレーシア政府に登記することが、すなわち労働組合として会社に認められ団体交渉などの行動ができる、というわけではありません。会社がその労働組合を認知して初めて労働組合としての活動ができるようになります。

つまり会社が労働組合を認知することが、団体交渉を行うための前提条件ということです。労働組合が認知を求めるには、会社に対し、書面で認知を求める要求を出します。会社は21日以内に、(1)認知する、(2)拒否する、(3)人的資源省労使関係局長に会社の対象となるカテゴリーの過半数の労働者に支持されているかどうかのチェックを依頼する、のいずれかの行動を行わなければなりません。会社が認知をしなければならない労働組合の登録組合員数は、対象となるカテゴリーの労働者の51%以上です。その中には外国人労働者も含まれますが、労働者派遣事業者から派遣されている派遣労働者は含まれません。

上記の(3)の依頼を会社が人的資源省労使関係局長に行った場合、労使関係局長がチェックし、判断します。しかしその問題が解決しない場合は、人的資源大臣へ持ち込まれます。人的資源大臣は労働組合の認知に関する最終的な権限を持ち、どの労働者のカテゴリーをその労働組合に入れるか、あるいは入れないかを決定する権限も持ちます。人的資源大臣の認知に関する決定は最終決定で、裁判を起こして決定を覆す法的枠組みはありません。

マレーシアには二つのタイプの認知があります。一つは「限定的認知」で、ある会社または業界の少数の労働者を代表している労働組合に与えられ、その少数の労働者に関する団体交渉を行うことのみが許されている。もう一つは「一般的認知」で、ある会社または業界の過半数を代表している労働組合に与えられ、会社または業界全体に関する団体交渉を行うことが許されています。

いったん認知されると、その労働組合が存続する限り、たとえその労働組合にその会社の社員がたった1人しか残っていないという状態になったとしても、認知は継続されます。それは「一度労働組合が認知されると、会社が一方的にそれを取り消すことはできない」という1987年の最高裁判所の判決に示されています。National Union(業界組合)の認知から3年を過ぎた後、あるいはその労働組合が消滅した場合に、In-House Union(会社内組合)の登記および認知の申請を労働組合局長(Director General of Trade Unions: DGTU)に対して行うことができます。その際、先のNational Unionの認知は取り消され、In-House Unionが唯一の認知された労働組合となります。

二つの労働組合の存在は許されており、例えば事務員の National Union が事務員をカバーし、単純労働者の National Union が単純労働者をカバーする場合、二つの労働組合が存在し、それぞれ認知を受けることができます。しかし政府はこれを奨励してはいません。

2.労働組合の責任

労働組合の責任とされている主な事項は、以下の通りです。

- ・Trade Unions Act をはじめとする全ての法律を順守すること。
- ・組合員が非合法的なストライキ、怠業、残業拒否などを行わないよう説得すること。
- ・労働組合の規則に従って、労働組合の資金を適切に管理すること。
- ・無記名投票による組合員の3分の2以上の同意なしに、かつ会社に対する規定の通知を経ずしてストライキなどの争議行動を行わないこと。

3.労働組合の支出

労働組合は以下の目的にのみ支出することができます (Trade Unions Act,1959 第 50 条)。

- ・労働組合の役員、職員の給与、手当の支払い
- ・訴訟費用
- ・労使紛争
- ・労使紛争から生じる損失の補償
- ・組合員の死亡、病気、失業などに対する手当
- ・労働関係団体の会費
- ・交通費
- ・印刷費
- ・スポーツや文化芸能イベント費用
- ・保険料

以下の目的には使用してはならないことになっています。

- ・裁判所の命令による罰金の支払い
- ・政治目的

労働組合は、毎年3月31日締め会計報告を、10月1日までに労使関係局長に提出する義務が課せられています。

4.労働組合と政治活動

前回の記事「マレーシアにおける労働組合とは」(2012年10月2日掲載)でも記述したように、マレーシアでは労働組合が政治に関わることは禁じられています。具体的には以下のような事項が規定されています。

- ・政党の役員をしている者は労働組合の役員になってはいけない。
- ・労働組合の資金を政治活動に使ってはいけない。

5.労働組合専従者

労働組合の専従者は、会社を実質的に辞めたとしてもその業界にいると見なされ、労働組合員である資格を失いません。

6.労働組合の活動に関する制限

Industrial Relations Act,1967 の第 7 条に以下の労働組合の活動に関する制限(禁止事項)が規定されています。

- ・職場で、勤務中に、会社の許可なく、他の労働者に労働組合への参加や不参加を呼び掛けること。
- ・労働組合の役員への就任、不就任を強制すること。
- ・金品や名誉などを与えて、労働組合への参加や不参加を勧誘すること。

7.労働組合の仕事のための欠勤

労働組合の活動のために欠勤する場合は、会社に書面で届け出を出さなければなりません。届け出には事前に期間と目的を明記しなければならず、その場合、会社はそのような欠勤を認めなければなりません。規定上では、その間は無給となります。しかし実際には労働組合との話し合いにより、多くの会社が有給としているのが現実です。もし会社が不当に認めなかったり、返答を遅らせた場合は、自分の判断で欠勤して構わないということになっています。

8.労働組合の提訴権

労働者が提訴の段階で労働組合員でなかったとしても、労働組合はその人の代理として提訴することができます。それは1987年のIndustrial Courtの「提訴の段階で労働組合が会社に認知されていなくても、労働組合が労働者の代理人として提訴することができる」という判決によって確定しています。

9.民事訴訟における免責

労働組合とその役員は、労使紛争に関する、仮差し押さえを含む民事訴訟から免責されています。また労働組合員がある人に対して誹謗(ひぼう)中傷した場合、それを行った個人に対して誹謗中傷された人が名誉毀損(きそん)で民事訴訟を起こすことはできますが、労働組合に対してはできません。

(2012年11月17日作成)



Profile

諸江 修 Osamu Moroe

桜コンサルタント社(Sakura Consultants (M) Sdn. Bhd.)
社長(Managing Director)

法務および労務コンサルタントとして訴訟、契約、会社設立および廃業(リストラを含む)手続き、就業規則作成、労使関係および労組対応を専門とする。1996年よりマレーシア高等裁判所および労使裁判所の公認法廷通訳者および証拠文書翻訳証明認証者となる。

【人事、労務レポート】(タイ)

「仕事ができない」ことを理由に従業員を解雇できるか？

記事提供: Mother Brain

<概要>

「要求するレベルの仕事ができない」ことを理由とした従業員の解雇に関する労働判例の多くは、日系企業に見られます。日系企業は「仕事をマニュアル化できない」といわれますが、マニュアルがあれば「仕事ができない」という事実を証明できます。しかし、マニュアルがない場合には「仕事ができない」という事実を他の方法により証明しなければなりません。

労働裁判の判例を見ていると「要求するレベルの仕事ができない」ことを理由に従業員を解雇した企業が訴えられ、裁判に負ける事例があります。私の記憶では、そうした事例に見られるのは、たいてい日系企業です。敗訴する理由は「要求するレベルの仕事が具体的に示されていない」ということで、従業員側からすると解雇が青天のへきれきであったということのようです。

以前、タイ投資委員会(BOI)から日系企業に対して発せられた疑問が新聞に載っていました。疑問は幾つかあったのですが、その中に「日系企業はなぜ、西欧企業のように仕事をマニュアル化して技術移転をしないのか？」というものがありました。「要求するレベルの仕事が具体的に示されていない」という上記判決と関係があるように思います。

「仕事をマニュアル化しない日系企業」が「仕事ができない」ことを理由として従業員を解雇できるのか？今回はこのテーマを検討してみたいと思います。

1. 日系企業はなぜ仕事をマニュアル化しないのか？

私は、俗にいう「外資系会計事務所」の出身で、外資系企業の管理システムの中で育ちました。とはいえ、被監査会社である顧客の中には日系企業もあり、その違いを体で感じたものです。外資系企業の管理システムと日系企業の管理システムとの相違は、両者が立脚する「人間」の捉え方から生ずるものでした。

外資系企業は「まず仕事ありき」です。企業の存続目的を達成するための組織および仕事が明確に体系化されています。現地法人を設立する目的が明確ならば、その目的を達成するための仕事の流れが明確化され、各仕事が具体的な作業として文字、図、表から構成されるマニュアルとなります。やらなければならない仕事が先に決められるのです。そして、その仕事ができると期待される人を選択し、マニュアルを用いて実際に仕事をさせます。できれば適格、できなければ不適格ということになります。このシステム下においては、仕事が優先で人の個性は二の次です。多言語、多民族、多宗教の西欧では、各人を理解することは極めて難しいため、目的に合致した合理性が重んじられると考えれば理解しやすいでしょう。

一方、日系企業は誰に何をやらせるか、人を見てから決める傾向があります。一応組織図があるものの、

仕事ができる人にできない人の面倒を見させるという、組織図を飛び越えた人の使い方をします。日本語、仏教、文化などという大きな共通項をたくさん持っている国家では「一人一人の個性を把握して適材適所を目指す」ことを人の使い方の基本であると信じられています。このような価値観の下では「まず人ありき」であり、仕事は人によって決まる、つまり、人に仕事を当てはめていくこととなります。ということは、人が変わると仕事の範囲やレベルまで変わってしまいます。日系企業に対して「仕事をマニュアル化できない」という表現が比較的多いように思われるのは、こうした背景があるからではないでしょうか。

このように日系企業には仕事のマニュアルを作らないという文化的側面がありますが、このことが、各個人に求められる仕事の範囲と質を明確にできない原因になっています。また、求める仕事の量や質が個人の能力や性格によって異なるのであれば、その個人を評価する上司の主観によって「仕事ができる、できない」の判断が異なってきます。

前述の判例は、従業員の能力に不満を募らせた日本人上司の堪忍袋の緒がある日突然切れ、仕事ができないことを理由に解雇したのではないかと思われますが、その判決は「不当解雇」でした。「仕事をマニュアル化できない」といわれる日系企業に起こりがちなこのような問題を避けるためには、どうすればいいのか考える必要がありそうです。

2. 仕事のマニュアルに代わる評価手段

仕事の能力を理由として、比較的簡単に従業員を解雇できるのは試用期間中のみと考えていいと思います。試用期間が終わり、正規の社員になった後は、仕事ができないことを理由として従業員を解雇するためには、解雇手当を支払うのみでは不十分であり、仕事ができないという事実を明確に示せない場合には不当解雇と見なされ、さらなる補償金の支払いを命ぜられる可能性があります。

マニュアルがあれば「仕事ができない」という事実を証明できますが、マニュアルがない場合には「仕事ができない」という事実を他の方法により証明しなければなりません。他の方法として考えられる流れは、以下の通りです。

- (1) まずは口頭で仕事の指図を行う。
- (2) 仕事の結果を評価する。
- (3) 「仕事できていない」場合には、何がどのようにできていないのかを「指図書」として文字で命令するとともに、口頭でも説明する。
- (4) 仕事の結果を評価する。
- (5) 「指図書」を理解できていない場合には、何を理解していないのかをもう一度口頭で示すとともに、同「指図書」に付記する。
- (6) 仕事の結果を評価する。
- (7) 「仕事できていない」場合には「改善命令書」を作成して「当該の仕事ができない」事実および一定期間中に改善できなければ、この事実が地位、配属、給与など何に影響するかを伝える。
- (8) 一定期間後、「指図書」で同様の仕事を命ずる。
- (9) 仕事の結果を評価する。
- (10) 「改善していない」場合、その「仕事の評価」を記録するとともに、本人に伝え、次の定期人事考課で改善命令書に記載した内容を実行する旨を伝える。

BTMU アジア月報

つまり、仕事ができないことを証明するには、以下のことが必要です。

- A. 「やるべき仕事」を明確にすること。
- B. できていない部分を文書で明確にし、もう一度やらせること。
- C. それでもできなければ、一定期間中に改善を命令すること。
- D. 一定期間終了後、もう一度やらせること。
- E. それでもできなければ「その仕事ができない」ことを事実として記録し、定期人事考課に反映させる。

マニュアルがない場合には「特定の仕事ができなかった」事実を記録していくしかありませんが「特定の仕事ができなかった」とは、過失や違反とは異なるため、すぐに懲戒解雇は適用できません。従って、まずは定期人事考課に反映させることが選択可能な手段として考えられます。ただし「正当な改善命令に反した」ことは、ケースによっては正当な解雇事由になり得ます。

「仕事ができない」ことが問題となるのは、得てして技術的労働や事務・販売の仕事に従事する従業員であるケースが多いため、容易には解雇できません。一つずつ事実を積み上げ「仕事ができない」ことを証明していかなければ、解雇の正当な理由とはならないのです。このように考えると、一定クラス以上の職位には、要求される仕事の範囲とレベルをマニュアル化する方が、一つずつ事実を積み上げるより楽かもしれません。

(2012年11月2日作成)



川島 伸 Shin Kawashima

MOTHER BRAIN (Thailand) CO., LTD.
Managing Director

Profile

【法務・労務問題解説】(タイ)

チョット不思議な法律の話 - 製造物責任法の不思議

記事提供: [三宅・山崎法律事務所、バンコクオフィス\(外部サイトヘリンク\)](#)

<概要>

タイの法務・労務問題の解説として、タイ法のチョット不思議な解釈・運用を紹介してみましょう。

1. はじめに

タイ国のチョット不思議な法律の話、製造物責任法に関わる問題を説明してみようと思います。

2. 製造物責任法の施行

タイ国の製造物責任法(正式名称は、"Unsafe Goods Liability Act B.E. 2551(2008)"「仏暦 2551 年(2008 年)非安全商品責任法」)(以下「非安全商品責任法」という)は、2009 年 2 月 21 日に施行されました。この法律は、日本の製造物責任法と同様に、製造過程等で問題がある製品・商品から発生した損害に対して消費者を保護することを目的としています。

紙幅の関係で同法を詳細に解説することはできませんが、簡単に概説してみましょう。

目的(立法趣旨)

タイ国の非安全商品責任法には、法律の目的(立法趣旨)は記載されていませんが、日本の製造物責任法と同一と考えて差し支えありません。

ちなみに、日本の製造物責任法第 1 条は、その目的を次のように規定しています。

「この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

日本の製造物責任法とは異なる特徴

(1) 対象物の広範性

タイ国の非安全商品責任法では、販売目的で製造・輸入された動産(農産品・電気を含む)、米作、穀物栽培、果物栽培、家畜、養殖、養蚕、ラックカイガラムシ飼育、茸栽培からの製品(但し、自然・天然のものを除く)が対象品目として列記されています。

日本の製造物責任法と異なり、農産品や電気等が含まれており、対象品目という点では、日本の製造物責任法よりも広範に対象物を捉えていることが分かります。

(2) 事業者全員の連帯責任

日本の製造物責任法では、製造業者等は個別に損害賠償の責任を負いますが、タイ国の非安全商品責任法では、事業者は連帯責任を負うと規定されており、他者の責任についても追及される可能性があります。

(3) 集団訴訟(Class Action)

タイ国の非安全商品責任法の大きな特徴の一つが、集団訴訟(Class Action)が認められていることで

す。集団訴訟が可能なることから、小額被害者が纏まって製造業者等に責任追及することが容易となり、場合によっては、個々の被害は小さいものの纏まると巨額の損害賠償額になる可能性があります。

(4) 懲罰的損害賠償 (Punitive Damage)

日本の製造物責任法では、損害賠償額は不法行為の損害賠償の考え方を採用するため、懲罰的な損害賠償を認めていません。ところが、タイ国の非安全商品責任法では、懲罰的損害賠償を認めており、実損害額の2倍を限度として、裁判所は懲罰的損害賠償を命じることができるとなっています。

3. 開発危険の抗弁の不存在

日本の製造物責任法並びに諸外国の類似法令には、所謂、「開発危険の抗弁」が規定されています。ちなみに、日本の製造物責任法は、第4条1項で次のように規定しています。

「前条(筆者注:製造物責任)の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

1 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。」

この「開発危険の抗弁」の規定のお陰で、製造物の引き渡し時点の科学技術の水準では欠陥があるかどうか認識できなかった場合には、製造者等は免責されることになる訳です。製造者等の責任は、一種の過失責任ですから、結果の予見可能性と結果の回避可能性が前提となります。欠陥の存在とそれに伴う被害の発生が全く予見できない場合にまで製造者に責任を認めるのは酷だからです。

ところが、タイ国の非安全商品責任法には、「開発危険の抗弁」が規定されていません。とすると、製造者が、製造物をその製造業者等が引き渡した時点では世界中の科学又は技術に関する知見を以ってしても欠陥を認識できなかったにも関わらず、将来的に欠陥により消費者が被害を受けた場合には、損害賠償の責任を負うことになります。その意味で、無過失責任といえることができますが、製造者等(特に、潜在的に生命・身体に損害を与える可能性を持った製品・商品を扱う製造者等)にとっては悩ましい規定です。「知り得なかつた」「分かりようがなかつた」「欠陥を発見する術がなかつた」といった抗弁は、一切認められないからです。

立法過程で規定し忘れたのか、敢えて規定しなかつたのかは定かではありませんが、バイオ技術やナノテクノロジー等の高度な科学技術を利用した製品・商品が増える現代社会を考えると、欠陥の発見が製造・商品の引き渡し後になる可能性があり得ることは容易に想像できます。しかし、その場合でも被害が発生した場合には免責されず、高額な損害賠償責任を負う危険性があります。何とも怖い法律といえるでしょう。でも、何故、「開発危険の抗弁」の規定がないのでしょうか。チョット不思議です。

(2012年11月1日作成)



Profile

小林 秀彦 Hidehiko Kobayashi

Miyake & Yamazaki Co., Ltd.(三宅・山崎法律事務所バンコクオフィス)
Managing Director(日本国弁護士)

2000年5月よりバンコクオフィスに駐在

【会計・税務に関する解説】(ベトナム)

ベトナムにおける移転価格税制の動向

記事提供: I-GLOCAL CO., LTD

<概要>

アジア各国で移転価格税制の動向が注目されている。ベトナムでも 2012 年 5 月に発行された Decision1250/QD-BTC では 2015 年までの 3 年間に於ける移転価格(関連者取引価格)に関する取り組みが述べられている。そこで、Decision1250/QD-BTC を中心に、強化されると思われるベトナムの移転価格税制について述べる。

Q: 移転価格税制におけるアクションプログラムが財務省から発行され、半年がたちました。今後どのように展開されるのでしょうか。

A: 2012 年 5 月 21 日付で財務省より発行された Decision1250 / QD - BTC (以下、Decision1250) には、移転価格税制の質と税務署員の管理能力を高めることを目標とした九つの内容が記載されている。抽象的なものから具体的に数字を明記したものなど、どこまで実現に至るのが悩ましいところである。というのも、2010 年の Circular66 / 2010 / TT - BTC (移転価格税制改正の通達、以下、Circular66) が発行されたときは、以前から制度として存在していた移転価格税制について、実務的に厳格化するところまでは及ばないのではないかと見る風潮があった。しかし、Circular66 の発行から 2 年経過した現在、制度改正前は申告書に添付しないことの多かった関連者取引などの明細 (Form GCN - 01 / QLT) は添付することが通常となり、移転価格が税務調査などで話題となることも増えている。そのため、今回の Decision1250 も発行から 1 年経過したところから動きが見られるのではないかと考えられる。

そこで、この Decision1250 を解説するとともに、ベトナムの移転価格税制の今後について考えられることを論じる。

2012 年 5 月 21 日付 Decision1250 に明記された内容について

財務省は 2012 年 5 月 21 日付で Decision1250 を発行し、2012 年から 2015 年までの 3 年間に行われる外資系企業の移転価格に関するアクションプログラムを明記した。以下、主な内容として九つの項目が記載されている。

- (1) 移転価格に関する規則の修正および関連会社間取引の管理に関する法令や新規規則の新設
- (2) 移転価格リスクの高い業種での独立企業の利益率や、税務署による移転価格分析・修正の基礎となる製品やサービスの市場価格のデータベース構築を近隣国の価格を参考にしつつ強化
- (3) ベトナム企業が採用している一般的な移転価格の方法の認識、調査、現段階での移転価格管理の結果の評価、および向上が必要な分野の明確化
- (4) 移転価格の国際実務およびベトナムにおける移転価格税務調査の実務経験を基にした、税務署員向けの移転価格に関するマニュアルの作成
- (5) 中央、地方レベルの税務署員向けの、移転価格に関する包括的なトレーニングの実施
- (6) 移転価格に関する税務調査の強化。移転価格に関する税務調査が通常の税務調査全体のうち最低でも 20% を占めるような計画の実施
- (7) 移転価格の国際実務および移転価格税務調査の経験に重点を置き、他国との連携を高め、税務署員の移転価格管理能力向上のための国際関連機関との共同プロジェクトの実施

BTMU アジア月報

- (8) 企業、税務署員および関連の行政管理機関の順守意識を高めるために、メディアを通じた移転価格税制に関する宣伝や普及、教育プログラムの開発
- (9) ベトナム企業の移転価格税制違反行為に対し効果的に税務調査をするために、中央、地方の連携を強化

以上のうち、(2)(4)および(7)については、経済協力開発機構(OECD)や諸外国の税務当局と連携し、ベトナムから職員を派遣、もしくは他国の専門家に教育目的でベトナムに来訪してもらうなどその実施に向けすでに動き出している。(6)についても現在、計画の通り飛躍的に移転価格に関する税務調査が増加しているということはないが、徐々にその件数を増やしている。その他の項目についても、数年前の Decision のように重要性が低いと考えるのはリスクが高いと思われる。

Decision1250 発行後の動向と今後の対応

2012 年に入り、ホーチミン、ビンズオンなどの主要都市で移転価格に関する税務調査が行われ、移転価格文書の提出も求められている。また、移転価格文書の提出ができず、その他の資料の提出にも不備があったことから、税務当局によるみなし利益率を適用され、税額計算を行う推定課税が適用されたという話もある。

国際的な移転価格の厳格化もあるが、ベトナム国内においても税理士制度の拡充、近年の他の法律も含む法整備などから当該 Decision に基づき、移転価格の厳格化が今後も進むことは揺るがないだろう。

2008 年のリーマン・ショック前後にベトナムに進出した日系企業は、進出後 3~5 年経過した企業が多く、これらの企業にとってはベトナムにおいての初めての税務調査が行われる時期に差し掛かっている。他にも長期間連続で欠損金を計上した企業、利益率が低い企業、多額の関連者取引がある企業、税務上の減免税優遇措置の適用を受けている企業は調査の対象となりやすい。

移転価格文書などは通知が来てから原則 30 日以内の提出とされており、通知を受けてからの対応は時間的にかなり厳しいものである。いつ調査に入られても対応できるように、今できることから事前の準備を始めることをお勧めする。

参考文献

- ・ 2012 年 5 月 21 日付財務省発行 Decision1250/QD-BTC
- ・ 2010 年 4 月 22 日付財務省発行 Circular66/2010/TT-BTC

(2012 年 11 月 12 日作成)

Profile



I-GLOCAL CO., LTD

本コラムは、I-GLOCAL(アイ グローカル 旧 SCS(VIETNAM)CO.,LTD、日系資本初のベトナムにおける監査法人をグループ会社に擁し、ハノイとホーチミン、フノンベンに事務所を有する会計事務所系コンサルファーム)において作成されています。

BTMU アジア月報

【ニュース】

BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

号数をクリックすると、該当号が開きます。

国・地域	発行日・見出し
インドネシア インド フィリピン ベトナム ミャンマー タイ	アジア週報Vol.46 (2012年10月5日号) アウトソーシング禁止など要求する大規模デモ発生 / 一般輸入登録業者 (API-U) 制度を変更 電力供給公社の救済計画を承認 / 中央政府、最低賃金の義務化検討 不動産融資残高、過去最高を記録 9月のCPI、前月比+2.2%の大幅上昇 / ムーディーズ、ベトナム長期国債格付をB2に引下げ タイ政府とダウエイ開発推進の共同委員会設立へ 自動車購入支援～物品税還付開始
フィリピン インドネシア インド ベトナム タイ ミャンマー	アジア週報Vol.47 (2012年10月12日号) イスラム勢力とミンダナオ和平で合意 日本政府、3.4兆円の首都圏インフラ整備計画支援を承認 保険・年金基金の外資規制緩和を閣議決定 不良債権の70%が国営企業グループ向け / 商工省が減税と在庫圧縮等による企業支援策提案 日タイ間で鉄道分野の協力に関する覚書を締結 日本政府、民主化支援会合で円借款再開表明
フィリピン インドネシア インド タイ ラオス ベトナム マレーシア	アジア週報Vol.48 (2012年10月18日号) 投資優遇措置一元化、来年3月の立法化目指す / 投資環境整備に日本が最大約78億円の円借款 未加工の鉱石輸出禁止で、日本政府が懸念表明 契約労働法改正法案を内閣に提出 タクシン元首相に不正融資疑惑巡り逮捕状 / 中銀プラサーン総裁、公共投資の必要性を強調 ラオスのWTO加盟、今月中にも承認 国道1号線改良事業の案件リストを改定 / 鉄鋼製品の輸入税引き上げ、財務省が検討 ハラル産業に対するFDI流入好調 / ルック・イースト30周年、次代を見据え見直しへ
タイ ミャンマー インド フィリピン インドネシア マレーシア ベトナム	アジア週報Vol.49 (2012年10月25日号) 携帯3Gサービス、大手3社の落札承認 / 野党第2党、新党首にチャワラット氏を選出 少数民族問題、全武装勢力と停戦へ 小売外資規制緩和で海外からの株式投資急増 / 財務相、燃料補助金制度是正の必要性強調 和平合意で期待が高まるミンダナオへの投資加速 低価格エコカーの免税措置を検討 エコカー優遇対象、完成車輸入から国内生産支援へ / MRT2、3号線事業化調査、来年初めに完了 高まるFDI追加投資への税制優遇適用論議

【豆知識】

南国ベトナムのクリスマス

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

キリスト教徒が仏教徒に次いで多い(人口の 1 割強と言われている)こともあり、クリスマスを祝うことが近隣の東南アジア諸国よりも盛んなベトナムでは、毎年この季節になると、街の至るところでクリスマスの飾りつけが始まります。



大通りは、色とりどりの電飾が施され電力不足などどこ吹く風...そして、ちょっとしたホテルやビルの入口付近には、職人さん手作りのサンタクロースや雪ダルマ等の大きな人形が飾られます。

ただ、北部の一部を除きベトナムには雪が全く降らず、南部ホーチミン市は 12 月でも最低気温は 20 を下回ることが無いので、雪ダルマやトナカイが引くソリには、ちょっと違和感を感じる部分も...また、「腕」まで「雪」で出来た雪ダルマには、「そこは木の枝かホウキでしょ!!」と言いたくなりますが、職人さん自身が本物の雪ダルマを見たことが無いので、まあ致し方ないところ。とはいえ、信仰に関わらずクリスマスを楽しむ姿勢は、日本人と相通じるところがありますね。



本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。

本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

(編集・発行) 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 教育・情報室 橋本 隆城

Tel : 03-6259-6311

Mail : takaki_hashimoto@mufg.jp